

吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示書面)

2026 年 1 月 5 日

株式会社コーセーホールディングス

株式会社コーセー

2026年1月5日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
株式会社コーチホールディングス
代表取締役社長 小林 一俊

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
株式会社コーチ
代表取締役社長 田中 慎二

株式会社コーチホールディングス（2026年1月1日付で「株式会社コーチ」から商号変更いたしました。以下「コーチホールディングス」といいます。）は、2025年2月26日付で株式会社コーチ（2026年1月1日付で「株式会社コーチ分割準備会社」から商号変更いたしました。以下「コーチ」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、コーチホールディングスが営む一切の事業（但し、コーチホールディングスが株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除きます。以下「本件事業」といいます。）をコーチに承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に關し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年1月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

（1）株主の差止請求に係る手続の経過

本件吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づき、コーチホー

ルディングスに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

コーチホールディングスは同社の株主に対し、会社法第785条第3項及び第4項に定める公告を2025年11月26日付で行いましたが、同条第1項の規定に基づいてコーチホールディングスに株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

コーチホールディングスにおいて、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第787条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議の手続の経過

本件吸収分割におけるコーチホールディングスからコーチへの債務の承継は重畳的債務引受けの方法により行いましたので、会社法第789条の規定による手続きは実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第797条、第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本件吸収分割において、会社法第796条の2の規定に基づき、コーチに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

コーチは、唯一の株主であるコーチホールディングスが特別支配会社に該当するため、会社法第797条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 債権者の異議の手続の経過

コーチは、会社法第799条第2項の規定に基づき、2025年11月10日付の官報に公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、コーチには、異議を述べることができる知れている債権者は存在しなかつたことから、各別の催告は実施しておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

コーチーは、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、コーチーホールディングスが本件事業に関して有する資産、債務、雇用契約その他権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 650 億円（概算値）、負債の額は 306 億円（概算値）であります。

5. 吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割に関するコーチーホールディングス及びコーチーの変更登記は、いずれも 2026 年 1 月 5 日に申請いたしました。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上